

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年7月10日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分 配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）（「ファンド」といいます。）
ファンドの愛称を「ユーロスター・プレミアム」とします。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×３.３％（税抜３％）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2020年 7月11日から2021年 7月12日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド	()		
大型株	年４回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 社債 ク						
レジット属性(低						
格付債))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容に

については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

ユーロ建てのハイイールド債券への投資に加えて、円に対するユーロのコール・オプションの売却によってオプション・プレミアム収入を獲得する、通貨カバード・コール戦略を実質的に活用することにより、利子収益の確保および値上がり利益の獲得をめざします。

ファンドの特色

投資対象

ファンドはユーロ建てのハイイールド債券への投資に加えて、円に対するユーロのコール・オプションの売却を実質的に行います。これにより、一定以上の為替差益を放棄する代わりに、オプション・プレミアム収入を獲得する、通貨カバード・コール戦略を実質的に活用します。

通貨カバード・コール戦略



コール・オプションの売却に伴い、オプション・プレミアム収入を獲得する一方、権利行使に伴う損失が発生する場合があります。（くわしくは、次ページ以降の説明をご確認ください。）



ハイイールド債券とは

ファンドが投資対象とするハイイールド債券とは、格付会社(S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)など)によりBB格相当以下の低い格付けを付与された債券をいいます。

一般的にハイイールド債券は、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。

つまり、ハイイールド債券は、主として社債を中心とした低格付けの発行体が発行する債券で、信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。

格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

<格付けと利回りについて>

	投資適格格付け				投機的格付け				
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C
	高								低
	低								高

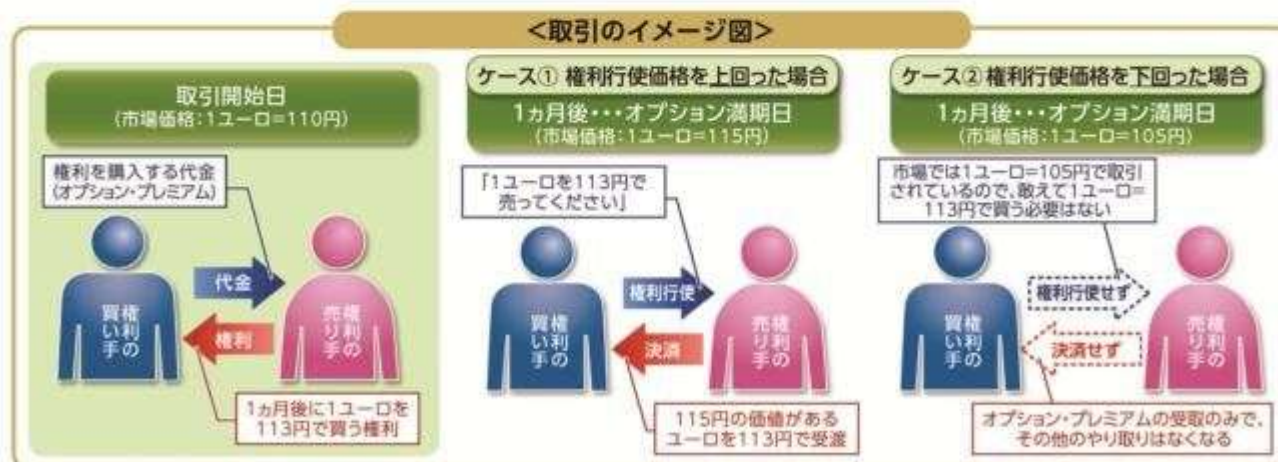
S&PのAAからCCCまでの格付けには「+」、「-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1」、「2」、「3」という付加記号を省略して表示しています。上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

<コール・オプションとは>

- コール・オプションとは、株式や通貨などを将来の特定の期日に、合意に基づいて定められた価格（権利行使価格）で買う権利のことです。
- この権利を売却することで売り手は代金（オプション・プレミアム）を得ますが、同時に満期日において権利行使に応じる義務を負います。
- 当該コール・オプションの満期日において権利の買い手が権利を行使することで、売り手にとって損失が発生する可能性があります。
- <取引のイメージ図>ケース①の例では、権利の売り手はオプション・プレミアムを獲得する一方、満期日においては買い手の権利行使により115円の価値があるユーロを113円で売り渡さなければならないため、2円の損失が出ます。また、<同>ケース②では権利行使はなく、売り手がオプション・プレミアムを受け取るだけでその他のやり取りは発生しません。
- このように、取引における最終的な損益は、オプション・プレミアム収入に、権利行使に伴う損失を加味して考える必要があります。

ファンドが売却したコール・オプションは時価で評価され、満期日までの当該時価の変動が基準価額に影響します。

そのため、コール・オプションの売却時点で、基準価額がオプション・プレミアム収入相当分上昇するものではありません（なお、コール・オプションの売却は円建ての外国投資信託であるユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド カバードコールシェアクラスが行います）。



- ❗ 上記はコール・オプションの全てを説明したものではなく、場合により該当しないことがあります。
- ❗ ファンドの損益は、上記戦略による損益に加えて、原資産である債券の価格変動や利子収入等の影響を受けます。
- ❗ ファンドが実際に行うコール・オプションの売却は、市場環境の変化やファンドの設定・解約状況に応じて複数の異なる権利行使価格、満期日で随時行います。そのため、投資者（受益者）の損益は上記イメージと異なる場合があります。
- ❗ 上記はイメージ図であり、実際の為替変動および投資損益を示唆するものではありません。

＜通貨カバード・コール戦略とは＞

ファンドにおける通貨カバード・コール戦略とは、ユーロ建てのハイイールド債券への投資に加えて、円に対するユーロのコール・オプションを売却する戦略です。一定以上の為替差益（権利行使価格を超えたユーロ高によるもの）を放棄する代わりに、オプション・プレミアム収入の獲得をめざすものです。

オプション満期時におけるコール・オプションの売却による効果（ファンドのケース、為替部分のイメージ）

満期時の為替水準	「ユーロ建てハイイールド債券」 の為替差損益	円に対するユーロの 「コール・オプションの売却」による損益	
ケース① 取引時点より円安・ユーロ高となり 権利行使価格を上回った場合	為替差益 (円安相当分) ^{*1}	プレミアム収入	権利行使に伴う損失 ^{*2}
ケース② 取引時点より円安・ユーロ高となったものの 権利行使価格未満の水準にとどまった場合	為替差益 (円安相当分)	プレミアム収入	—
ケース③ 取引時点より円高・ユーロ安 となった場合	為替差損 (円高相当分) ^{*3}	プレミアム収入	—

*1 「ユーロ建てハイイールド債券」の運用自体においては為替差益が期待されるものの、コール・オプションの売却を組み合わせて上値が限定されます（権利行使に対応した支払いが生じます）。

*2、*3 プレミアム収入を上回る損失が発生する可能性もあります。

① 上記は通貨カバード・コール戦略の全てを説明したものではなく、場合により該当しないことがあります。

② ファンドでは、原則として権利行使が満期日のみ可能なオプションを利用します。

③ ファンドの損益は、上記戦略による損益に加えて、原資産である債券の価格変動や利子収入等の影響を受けます。

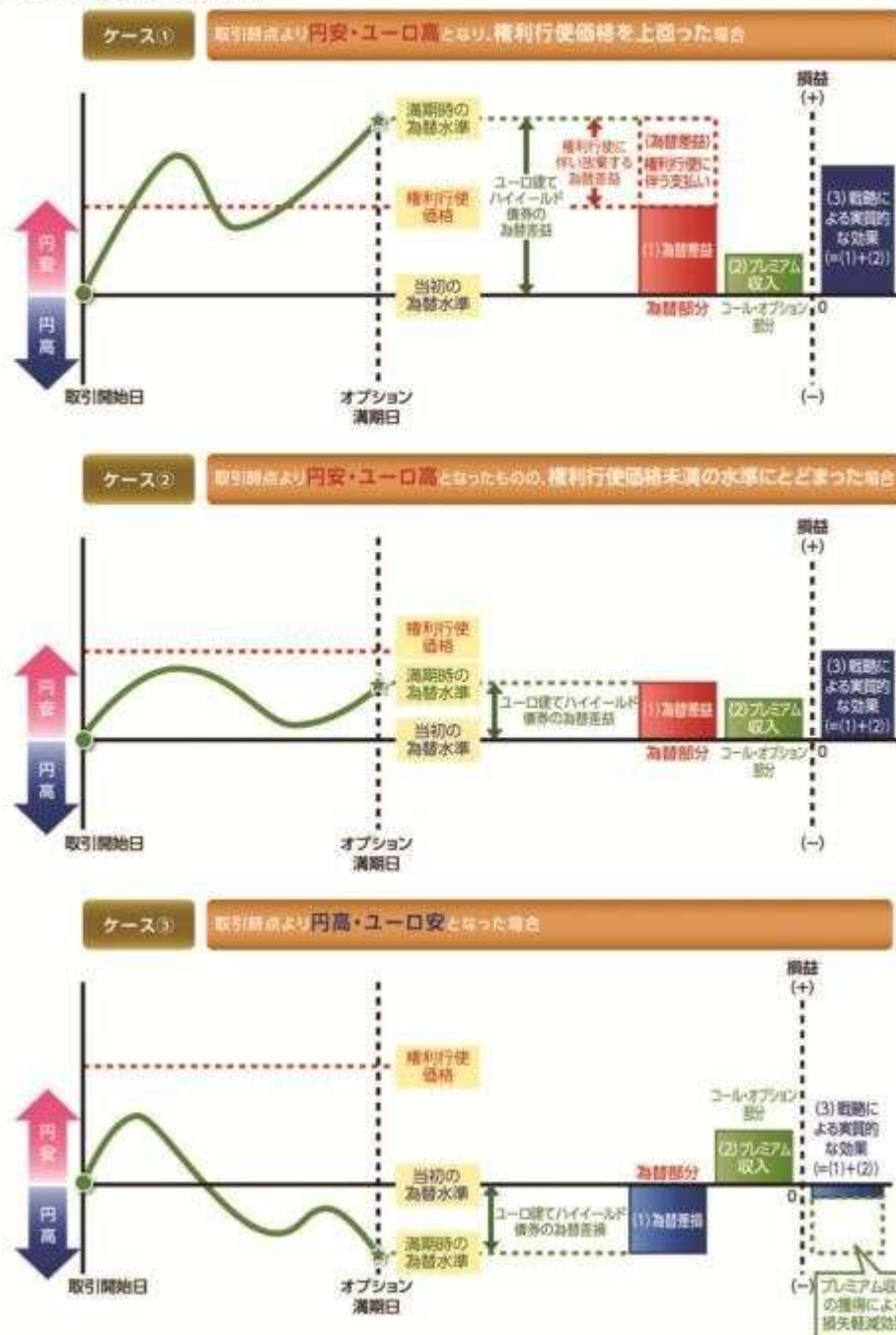
④ ファンドが実際に行うコール・オプションの売却は、市場環境の変化やファンドの設定・解約状況に応じて複数の異なる権利行使価格、満期日で随時行います。そのため、投資者（受益者）の損益は上記イメージと異なる場合があります。

⑤ 上記はイメージ図であり、実際の為替変動および投資損益を示唆するものではありません。

ケース別通貨カバード・コール戦略による効果（為替部分）の損益イメージ

ファンドは実質的にユーロ建てハイイールド債券への投資に加え、円に対するユーロのコール・オプションを売却する通貨カバード・コール戦略を活用します。

ユーロ建てハイイールド債券の高利回りによる利子収入の獲得と、価格上昇による値上がり益獲得の期待に加えて、コール・オプションの売却によるプレミアム収入の獲得もめざします。対円での為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により影響を受けます。また、コール・オプションの売却を活用するためプレミアム収入を得る代わりに、オプションの満期時における為替水準によっては、一定以上の為替差益（権利行使価格を超えたユーロ高によるもの）を放棄することがあります。



- ❗ 上記はコール・オプションおよび通貨カバード・コール戦略の全てを説明したものではなく、場合により該当しないことがあります。
- ❗ ファンドの損益は、上記戦略による損益に加えて、原資産である債券の価格変動や利子収入等の影響を受けます。
- ❗ ファンドが実際に行うコール・オプションの売却は、市場環境の変化やファンドの設定・解約状況に応じて複数の異なる権利行使価格、満期日で随時行います。そのため、投資者（受益者）の損益は上記イメージと異なる場合があります。
- ❗ 上記はイメージ図であり、実際の為替変動および投資損益を示唆するものではありません。

為替対応
方針

原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

- 対円での為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。

運用方法
運用プロセス

投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

運用の
委託先

三菱UFJ国際投信は、投資信託証券への運用の指図に関する権限をUBSアセット・マネジメント株式会社に委託します。

- UBSアセット・マネジメント株式会社は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用する円建外国投資信託(ユーロ建てのハイイールド債券への投資に加えて、円に対するユーロのコール・オプションを売却)への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資の指図を行います。
- UBSアセット・マネジメント・グループは、スイスに本拠を置くUBSグループの資産運用部門であり、グローバルな資産運用グループです。UBSアセット・マネジメント株式会社は、同グループの日本現地法人です。

! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



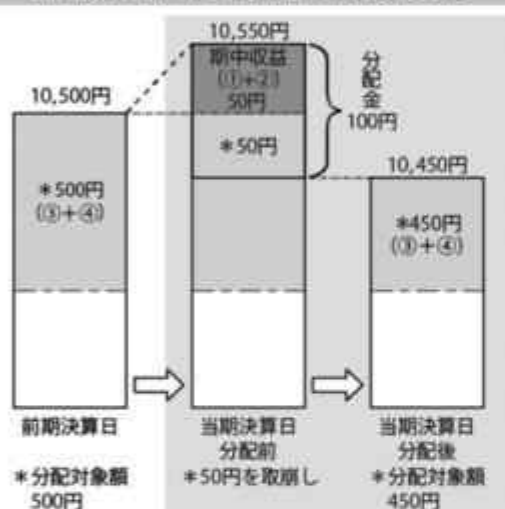
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

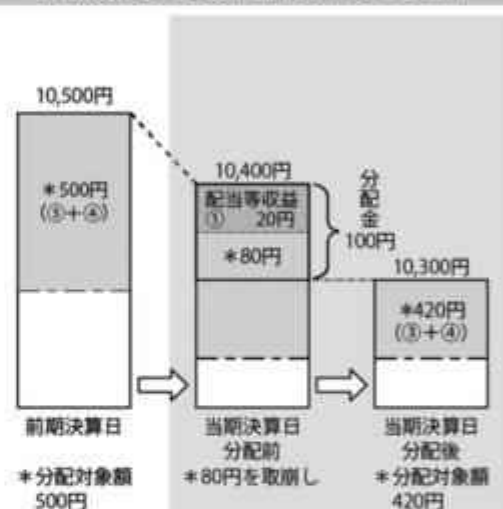
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



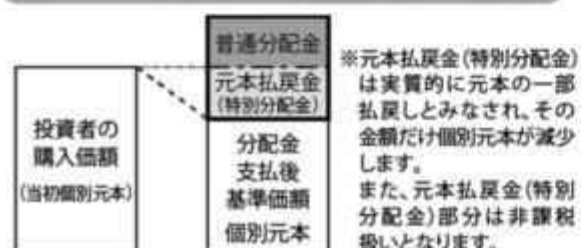
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

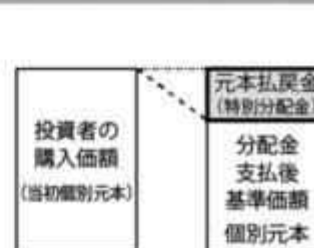
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

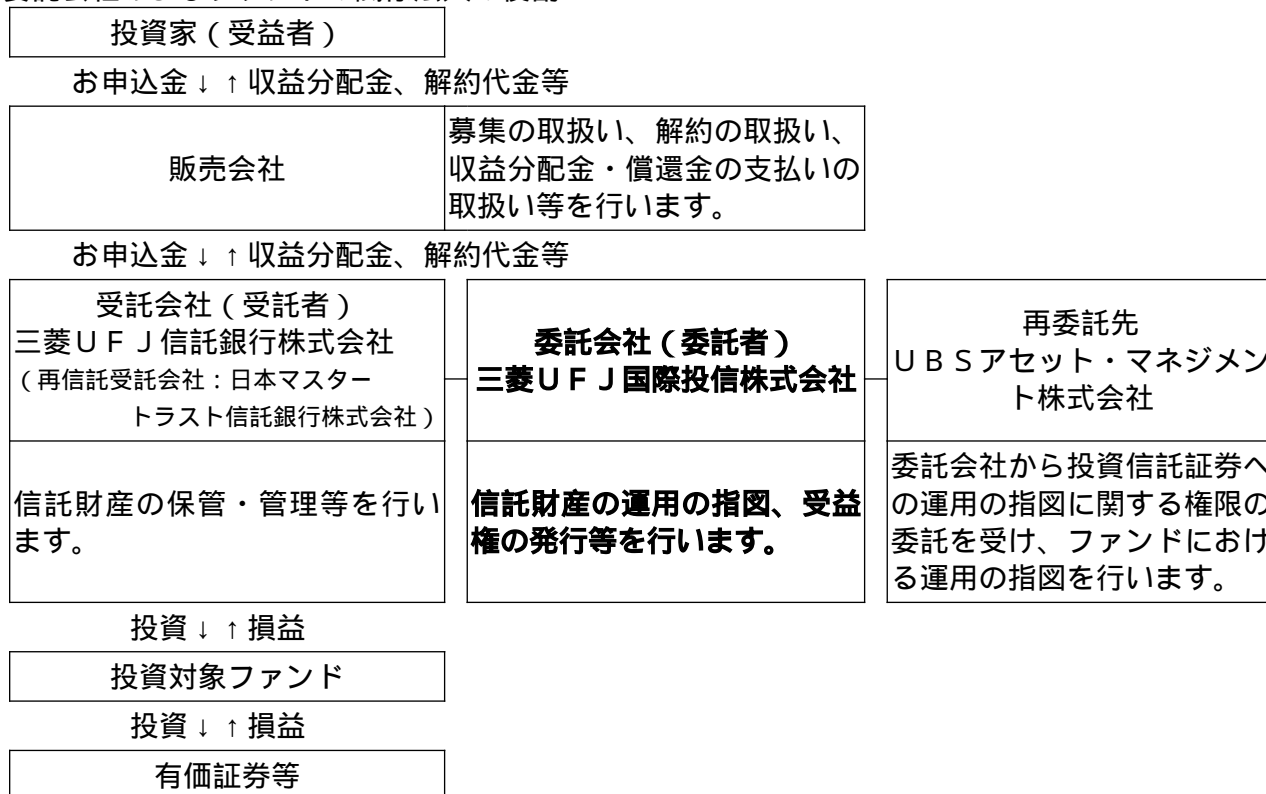
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2012年6月15日 設定日、信託契約締結、運用開始
2020年1月15日 信託期間を2021年 7 月13日までから2026年 7 月13日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2020年4月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド カバードコールシェアクラスの投資信託証券への投資を通じて、ユーロ建てのハイイールド債券への投資に加えて、円に対するユーロのコール・オプションの売却によってオプション・プレミアム収入を獲得する、通貨カバード・コール戦略を実質的に活用することにより、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、ユーロ建てハイイールド債券運用で長期の実績を有するＵＢＳアセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドが運用を行う「ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド カバードコールシェアクラス」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社に委託し

ます。
(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．約束手形
- ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

す。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパー
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資なら

びに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

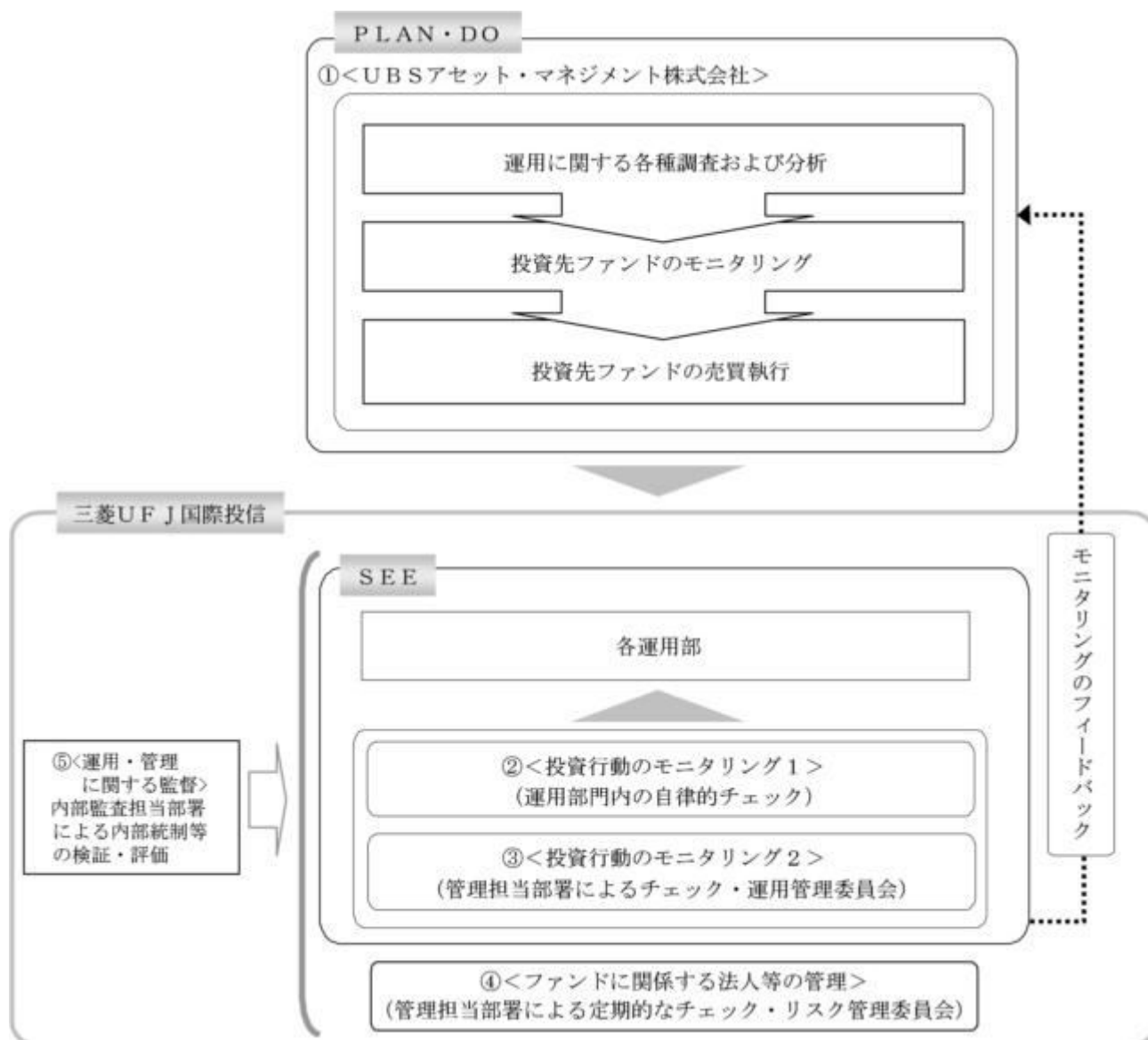
< 投資信託証券の概要 >

ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド カバードコールシェアクラス	
形態	ケイマン籍・円建外国投資信託
投資態度	主としてユーロ建てのハイイールド債券に投資することにより、資産の中長期的な成長をめざします。また、原則として円に対するユーロのコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得をめざします。
主な投資対象	ユーロ建てのハイイールド債券およびその派生商品等、ならびに円に対するユーロのコール・オプション取引
主な投資制限	・主としてユーロ建てのハイイールド債券に投資しますが、英国ボンド建て、スイス・フラン建てのハイイールド債券にも投資する場合があります。 ・一部、欧州の国債や政府機関債等にも投資を行う場合があります。 ・ポートフォリオ全体における、CCC格相当以上BB+格相当以下の格付けを取得している債券の比率は、原則として純資産総額の67%以上とします。 ・ポートフォリオ全体における、BBB-格相当以上の格付けを取得している債券の比率は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ・同一の発行体が発行する債券への投資比率は、取得時において純資産総額の5%以内とします（ただし、国債や政府機関債等を除きます。）。 ・投資する公社債は、主にユーロ建てハイイールド債券ですが、同様の投資効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。 ・原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
運用管理費用（信託報酬）	純資産総額の年0.83%
その他の費用・手数料	信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等がかかります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド
設定日	2012年6月15日
決算日	原則として、毎年5月最終営業日
分配方針	原則として毎月10日に経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。

その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

（３）【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、UBSアセット・マネジメント株式会社（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を

指示します。

投資行動のモニタリング２

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第２決算時までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、円に対するユーロのコール・オプションの売却を行うため、円安・ユーロ高や対円でのユーロの価格変動率が上昇すること等によりコール・オプションの価格が上昇した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債はユーロ建て資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「通貨カバード・コール戦略について」

当ファンドは実質的にユーロ建ての債券への投資に加えて、円に対するユーロのコール・オプションの売却を行います。これにより、円安・ユーロ高による為替差益の一部または全部がオプション取引に伴う損失によって相殺される場合があります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれ

が予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドは、格付けの低いハイイールド債券を実質的な主要投資対象としており、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなることがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・オプション取引の満期日をまたいで円に対するユーロの価格が大きく変動した際には、その後当初の水準程度に戻った場合でも、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。
- ・円に対するユーロの価格が大きく下落する中で当ファンドへ大量の資金流入が発生した際には、その後円に対するユーロの価格が当初の水準程度に戻った場合でも、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ－タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.3%(税抜 3%)を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.221%（税抜1.11%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.47%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年1、4、7、10月の13日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じ、次に定める率を純資産総額に乗じて得た金額とします。

信託財産の純資産総額

300億円未満の部分	年0.11%	（税抜 年0.1%）
300億円以上600億円未満の部分	年0.0825%	（税抜 年0.075%）
600億円以上の部分	年0.055%	（税抜 年0.05%）

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。

年2.051%（税込）程度

（注）上記は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

< ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率 >

投資信託証券の名称	信託報酬率
ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド カバードコールシェアクラス	年0.83%
マネー・マーケット・マザーファンド	-

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制

度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	9,761,980,790	99.24
親投資信託受益証券	日本	12,133,540	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	62,154,116	0.64
純資産総額		9,836,268,446	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 4月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ ファンド カバードコールシェアクラ ス	2,022,789.223	4,825	9,759,958,000	4,826	9,761,980,790	99.24
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	11,916,657	1.0182	12,133,540	1.0182	12,133,540	0.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.24
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成24年 7月13日)	1,565,962,850	1,565,962,850	10,020	10,020
第2計算期間末日 (平成24年 8月13日)	1,611,812,455	1,611,812,455	10,340	10,340
第3計算期間末日 (平成24年 9月13日)	1,495,494,029	1,511,946,162	10,908	11,028
第4計算期間末日 (平成24年10月15日)	959,585,113	970,119,423	10,931	11,051

第5計算期間末日	(平成24年11月13日)	620,799,493	627,576,221	10,993	11,113
第6計算期間末日	(平成24年12月13日)	617,367,658	623,690,147	11,718	11,838
第7計算期間末日	(平成25年 1月15日)	513,126,999	518,118,585	12,336	12,456
第8計算期間末日	(平成25年 2月13日)	551,019,387	556,406,994	12,273	12,393
第9計算期間末日	(平成25年 3月13日)	741,624,970	748,764,275	12,465	12,585
第10計算期間末日	(平成25年 4月15日)	656,924,570	663,186,150	12,590	12,710
第11計算期間末日	(平成25年 5月13日)	723,911,053	730,549,763	13,085	13,205
第12計算期間末日	(平成25年 6月13日)	672,538,220	679,043,795	12,405	12,525
第13計算期間末日	(平成25年 7月16日)	770,178,991	777,562,654	12,517	12,637
第14計算期間末日	(平成25年 8月13日)	835,404,819	848,689,714	12,577	12,777
第15計算期間末日	(平成25年 9月13日)	3,807,120,866	3,867,035,455	12,708	12,908
第16計算期間末日	(平成25年10月15日)	6,972,575,411	7,081,139,550	12,845	13,045
第17計算期間末日	(平成25年11月13日)	13,197,365,708	13,401,270,939	12,945	13,145
第18計算期間末日	(平成25年12月13日)	25,376,473,928	25,761,077,743	13,196	13,396
第19計算期間末日	(平成26年 1月14日)	34,443,171,266	34,964,434,981	13,215	13,415
第20計算期間末日	(平成26年 2月13日)	43,561,374,256	44,236,324,128	12,908	13,108
第21計算期間末日	(平成26年 3月13日)	58,368,625,952	59,258,626,845	13,117	13,317
第22計算期間末日	(平成26年 4月14日)	76,632,866,717	77,808,991,835	13,031	13,231
第23計算期間末日	(平成26年 5月13日)	92,724,157,700	94,152,737,267	12,981	13,181
第24計算期間末日	(平成26年 6月13日)	102,603,380,986	104,211,118,809	12,764	12,964
第25計算期間末日	(平成26年 7月14日)	114,754,251,008	116,591,938,127	12,489	12,689
第26計算期間末日	(平成26年 8月13日)	119,408,983,993	121,382,003,016	12,104	12,304
第27計算期間末日	(平成26年 9月16日)	128,517,956,281	130,634,126,343	12,146	12,346
第28計算期間末日	(平成26年10月14日)	133,118,930,498	135,392,331,458	11,711	11,911
第29計算期間末日	(平成26年11月13日)	130,879,946,745	133,102,582,777	11,777	11,977
第30計算期間末日	(平成26年12月15日)	133,736,539,767	136,028,528,317	11,670	11,870
第31計算期間末日	(平成27年 1月13日)	127,061,589,213	129,361,479,726	11,049	11,249
第32計算期間末日	(平成27年 2月13日)	117,323,223,835	119,526,434,292	10,650	10,850
第33計算期間末日	(平成27年 3月13日)	109,492,420,019	111,639,547,896	10,199	10,399
第34計算期間末日	(平成27年 4月13日)	104,578,052,566	106,669,112,029	10,002	10,202
第35計算期間末日	(平成27年 5月13日)	102,828,127,470	104,894,833,030	9,951	10,151
第36計算期間末日	(平成27年 6月15日)	97,486,192,948	99,483,929,291	9,760	9,960
第37計算期間末日	(平成27年 7月13日)	89,803,973,274	91,707,908,936	9,434	9,634
第38計算期間末日	(平成27年 8月13日)	85,483,331,487	87,317,832,695	9,320	9,520
第39計算期間末日	(平成27年 9月14日)	78,568,719,185	80,318,409,258	8,981	9,181
第40計算期間末日	(平成27年10月13日)	73,867,139,894	75,547,744,406	8,791	8,991
第41計算期間末日	(平成27年11月13日)	69,094,516,895	70,721,012,226	8,496	8,696
第42計算期間末日	(平成27年12月14日)	63,627,299,322	65,162,428,632	8,290	8,490
第43計算期間末日	(平成28年 1月13日)	56,060,957,054	57,512,681,313	7,723	7,923
第44計算期間末日	(平成28年 2月15日)	50,116,915,753	51,510,461,625	7,193	7,393
第45計算期間末日	(平成28年 3月14日)	50,031,933,930	51,390,206,954	7,367	7,567
第46計算期間末日	(平成28年 4月13日)	47,914,514,395	48,920,117,384	7,147	7,297

第47計算期間末日	(平成28年 5月13日)	46,252,251,409	47,226,193,638	7,123	7,273
第48計算期間末日	(平成28年 6月13日)	43,363,575,687	44,300,750,118	6,941	7,091
第49計算期間末日	(平成28年 7月13日)	37,494,524,352	38,361,401,192	6,488	6,638
第50計算期間末日	(平成28年 8月15日)	35,149,849,660	35,973,970,189	6,398	6,548
第51計算期間末日	(平成28年 9月13日)	33,561,198,690	34,355,110,405	6,341	6,491
第52計算期間末日	(平成28年10月13日)	32,462,827,045	32,976,175,870	6,324	6,424
第53計算期間末日	(平成28年11月14日)	30,332,697,481	30,813,672,724	6,306	6,406
第54計算期間末日	(平成28年12月13日)	29,436,201,072	29,896,859,586	6,390	6,490
第55計算期間末日	(平成29年 1月13日)	28,077,141,796	28,518,850,248	6,356	6,456
第56計算期間末日	(平成29年 2月13日)	26,636,769,397	27,060,346,838	6,289	6,389
第57計算期間末日	(平成29年 3月13日)	25,446,882,505	25,852,277,250	6,277	6,377
第58計算期間末日	(平成29年 4月13日)	23,550,939,794	23,944,117,537	5,990	6,090
第59計算期間末日	(平成29年 5月15日)	24,035,187,523	24,418,998,141	6,262	6,362
第60計算期間末日	(平成29年 6月13日)	23,141,521,075	23,517,194,691	6,160	6,260
第61計算期間末日	(平成29年 7月13日)	22,750,873,962	23,119,574,602	6,171	6,271
第62計算期間末日	(平成29年 8月14日)	21,946,440,727	22,304,242,103	6,134	6,234
第63計算期間末日	(平成29年 9月13日)	21,634,115,891	21,984,635,960	6,172	6,272
第64計算期間末日	(平成29年10月13日)	21,570,552,411	21,919,298,454	6,185	6,285
第65計算期間末日	(平成29年11月13日)	21,040,314,470	21,384,250,797	6,118	6,218
第66計算期間末日	(平成29年12月13日)	21,425,643,375	21,779,114,543	6,061	6,161
第67計算期間末日	(平成30年 1月15日)	21,494,594,334	21,852,457,859	6,006	6,106
第68計算期間末日	(平成30年 2月13日)	20,633,530,995	20,989,380,004	5,798	5,898
第69計算期間末日	(平成30年 3月13日)	20,078,211,583	20,432,709,177	5,664	5,764
第70計算期間末日	(平成30年 4月13日)	19,900,187,783	20,255,434,964	5,602	5,702
第71計算期間末日	(平成30年 5月14日)	19,483,546,557	19,840,310,672	5,461	5,561
第72計算期間末日	(平成30年 6月13日)	18,918,364,948	19,274,650,077	5,310	5,410
第73計算期間末日	(平成30年 7月13日)	18,638,126,949	18,993,297,659	5,248	5,348
第74計算期間末日	(平成30年 8月13日)	17,903,869,025	18,257,254,471	5,066	5,166
第75計算期間末日	(平成30年 9月13日)	17,842,354,500	18,195,932,466	5,046	5,146
第76計算期間末日	(平成30年10月15日)	17,363,139,805	17,714,067,319	4,948	5,048
第77計算期間末日	(平成30年11月13日)	16,954,643,916	17,198,985,105	4,857	4,927
第78計算期間末日	(平成30年12月13日)	15,999,056,797	16,240,908,310	4,631	4,701
第79計算期間末日	(平成31年 1月15日)	15,439,793,384	15,680,517,773	4,490	4,560
第80計算期間末日	(平成31年 2月13日)	15,508,586,196	15,748,242,116	4,530	4,600
第81計算期間末日	(平成31年 3月13日)	15,369,925,525	15,606,359,370	4,551	4,621
第82計算期間末日	(平成31年 4月15日)	15,394,889,201	15,630,921,753	4,566	4,636
第83計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	14,771,161,182	15,005,328,031	4,416	4,486
第84計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	14,413,352,551	14,645,002,043	4,355	4,425
第85計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	14,200,156,913	14,428,670,346	4,350	4,420
第86計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	13,365,771,012	13,588,349,277	4,203	4,273
第87計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	13,257,881,054	13,478,676,813	4,203	4,273
第88計算期間末日	(令和 1年10月15日)	12,981,629,919	13,201,147,343	4,140	4,210

第89計算期間末日	(令和 1年11月13日)	12,767,060,301	12,890,938,467	4,122	4,162
第90計算期間末日	(令和 1年12月13日)	12,530,215,106	12,650,623,951	4,163	4,203
第91計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	12,151,241,747	12,267,580,893	4,178	4,218
第92計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	11,912,530,947	12,027,213,340	4,155	4,195
第93計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	10,113,913,175	10,227,022,509	3,577	3,617
第94計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	9,851,179,222	9,962,687,311	3,534	3,574
	平成31年 4月末日	15,278,237,346	—	4,547	—
	令和 1年 5月末日	14,545,695,259	—	4,388	—
	6月末日	14,510,261,587	—	4,401	—
	7月末日	13,886,990,032	—	4,359	—
	8月末日	13,409,443,309	—	4,227	—
	9月末日	13,216,126,414	—	4,204	—
	10月末日	13,029,238,514	—	4,161	—
	11月末日	12,660,905,596	—	4,150	—
	12月末日	12,292,065,880	—	4,199	—
	令和 2年 1月末日	11,977,426,573	—	4,151	—
	2月末日	11,700,874,153	—	4,102	—
	3月末日	9,514,763,508	—	3,408	—
	4月末日	9,836,268,446	—	3,533	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	120円
第4計算期間	120円
第5計算期間	120円
第6計算期間	120円
第7計算期間	120円
第8計算期間	120円
第9計算期間	120円
第10計算期間	120円
第11計算期間	120円
第12計算期間	120円
第13計算期間	120円
第14計算期間	200円
第15計算期間	200円
第16計算期間	200円
第17計算期間	200円
第18計算期間	200円

第19計算期間	200円
第20計算期間	200円
第21計算期間	200円
第22計算期間	200円
第23計算期間	200円
第24計算期間	200円
第25計算期間	200円
第26計算期間	200円
第27計算期間	200円
第28計算期間	200円
第29計算期間	200円
第30計算期間	200円
第31計算期間	200円
第32計算期間	200円
第33計算期間	200円
第34計算期間	200円
第35計算期間	200円
第36計算期間	200円
第37計算期間	200円
第38計算期間	200円
第39計算期間	200円
第40計算期間	200円
第41計算期間	200円
第42計算期間	200円
第43計算期間	200円
第44計算期間	200円
第45計算期間	200円
第46計算期間	150円
第47計算期間	150円
第48計算期間	150円
第49計算期間	150円
第50計算期間	150円
第51計算期間	150円
第52計算期間	100円
第53計算期間	100円
第54計算期間	100円
第55計算期間	100円
第56計算期間	100円
第57計算期間	100円
第58計算期間	100円
第59計算期間	100円
第60計算期間	100円

第61計算期間	100円
第62計算期間	100円
第63計算期間	100円
第64計算期間	100円
第65計算期間	100円
第66計算期間	100円
第67計算期間	100円
第68計算期間	100円
第69計算期間	100円
第70計算期間	100円
第71計算期間	100円
第72計算期間	100円
第73計算期間	100円
第74計算期間	100円
第75計算期間	100円
第76計算期間	100円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	70円
第83計算期間	70円
第84計算期間	70円
第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.20
第2計算期間	3.19
第3計算期間	6.65

第4計算期間	1.31
第5計算期間	1.66
第6計算期間	7.68
第7計算期間	6.29
第8計算期間	0.46
第9計算期間	2.54
第10計算期間	1.96
第11計算期間	4.88
第12計算期間	4.27
第13計算期間	1.87
第14計算期間	2.07
第15計算期間	2.63
第16計算期間	2.65
第17計算期間	2.33
第18計算期間	3.48
第19計算期間	1.65
第20計算期間	0.80
第21計算期間	3.16
第22計算期間	0.86
第23計算期間	1.15
第24計算期間	0.13
第25計算期間	0.58
第26計算期間	1.48
第27計算期間	1.99
第28計算期間	1.93
第29計算期間	2.27
第30計算期間	0.78
第31計算期間	3.60
第32計算期間	1.80
第33計算期間	2.35
第34計算期間	0.02
第35計算期間	1.48
第36計算期間	0.09
第37計算期間	1.29
第38計算期間	0.91
第39計算期間	1.49
第40計算期間	0.11
第41計算期間	1.08
第42計算期間	0.07
第43計算期間	4.42
第44計算期間	4.27
第45計算期間	5.19

第46計算期間	0.95
第47計算期間	1.76
第48計算期間	0.44
第49計算期間	4.36
第50計算期間	0.92
第51計算期間	1.45
第52計算期間	1.30
第53計算期間	1.29
第54計算期間	2.91
第55計算期間	1.03
第56計算期間	0.51
第57計算期間	1.39
第58計算期間	2.97
第59計算期間	6.21
第60計算期間	0.03
第61計算期間	1.80
第62計算期間	1.02
第63計算期間	2.24
第64計算期間	1.83
第65計算期間	0.53
第66計算期間	0.70
第67計算期間	0.74
第68計算期間	1.79
第69計算期間	0.58
第70計算期間	0.67
第71計算期間	0.73
第72計算期間	0.93
第73計算期間	0.71
第74計算期間	1.56
第75計算期間	1.57
第76計算期間	0.03
第77計算期間	0.42
第78計算期間	3.21
第79計算期間	1.53
第80計算期間	2.44
第81計算期間	2.00
第82計算期間	1.86
第83計算期間	1.75
第84計算期間	0.20
第85計算期間	1.49
第86計算期間	1.77
第87計算期間	1.66

第88計算期間	0.16
第89計算期間	0.53
第90計算期間	1.96
第91計算期間	1.32
第92計算期間	0.40
第93計算期間	12.94
第94計算期間	0.08

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,562,765,183	—	1,562,765,183
第2計算期間	999,416	5,011,534	1,558,753,065
第3計算期間	73,567,057	261,309,025	1,371,011,097
第4計算期間	34,853,310	528,005,167	877,859,240
第5計算期間	28,447,236	341,579,140	564,727,336
第6計算期間	106,378,809	144,231,988	526,874,157
第7計算期間	100,163,042	211,071,630	415,965,569
第8計算期間	56,826,204	23,824,441	448,967,332
第9計算期間	171,692,056	25,717,249	594,942,139
第10計算期間	25,853,284	98,997,024	521,798,399
第11計算期間	32,404,985	977,512	553,225,872
第12計算期間	83,190,860	94,285,450	542,131,282
第13計算期間	109,897,751	36,723,758	615,305,275
第14計算期間	88,277,896	39,338,416	664,244,755
第15計算期間	2,397,314,074	65,829,335	2,995,729,494
第16計算期間	2,498,128,879	65,651,391	5,428,206,982
第17計算期間	5,061,026,312	293,971,711	10,195,261,583
第18計算期間	9,389,842,068	354,912,883	19,230,190,768
第19計算期間	7,353,832,242	520,837,226	26,063,185,784
第20計算期間	8,257,248,092	572,940,275	33,747,493,601
第21計算期間	11,916,329,031	1,163,777,939	44,500,044,693
第22計算期間	16,324,794,600	2,018,583,390	58,806,255,903
第23計算期間	14,007,155,359	1,384,432,870	71,428,978,392
第24計算期間	11,851,468,232	2,893,555,467	80,386,891,157
第25計算期間	15,412,956,926	3,915,492,128	91,884,355,955
第26計算期間	10,730,761,176	3,964,165,964	98,650,951,167
第27計算期間	13,105,788,266	5,948,236,296	105,808,503,137
第28計算期間	13,529,514,751	5,667,969,843	113,670,048,045
第29計算期間	4,787,198,468	7,325,444,868	111,131,801,645

第30計算期間	11,408,968,694	7,941,342,813	114,599,427,526
第31計算期間	6,868,697,117	6,473,598,944	114,994,525,699
第32計算期間	4,397,702,180	9,231,704,995	110,160,522,884
第33計算期間	4,492,700,066	7,296,829,093	107,356,393,857
第34計算期間	4,310,696,138	7,114,116,808	104,552,973,187
第35計算期間	4,315,913,107	5,533,608,272	103,335,278,022
第36計算期間	3,172,807,752	6,621,268,584	99,886,817,190
第37計算期間	2,575,467,922	7,265,502,005	95,196,783,107
第38計算期間	1,865,804,178	5,337,526,869	91,725,060,416
第39計算期間	1,234,068,077	5,474,624,839	87,484,503,654
第40計算期間	796,805,929	4,251,083,958	84,030,225,625
第41計算期間	1,028,996,098	3,734,455,156	81,324,766,567
第42計算期間	708,444,473	5,276,745,524	76,756,465,516
第43計算期間	843,385,689	5,013,638,211	72,586,212,994
第44計算期間	604,851,651	3,513,770,998	69,677,293,647
第45計算期間	572,959,405	2,336,601,834	67,913,651,218
第46計算期間	928,614,082	1,802,066,001	67,040,199,299
第47計算期間	528,081,779	2,638,799,143	64,929,481,935
第48計算期間	507,273,584	2,958,460,100	62,478,295,419
第49計算期間	333,268,769	5,019,774,838	57,791,789,350
第50計算期間	365,804,484	3,216,225,233	54,941,368,601
第51計算期間	330,490,339	2,344,411,272	52,927,447,668
第52計算期間	309,490,183	1,902,055,315	51,334,882,536
第53計算期間	169,698,284	3,407,056,422	48,097,524,398
第54計算期間	147,522,277	2,179,195,250	46,065,851,425
第55計算期間	192,758,742	2,087,764,934	44,170,845,233
第56計算期間	203,886,495	2,016,987,580	42,357,744,148
第57計算期間	148,921,395	1,967,190,957	40,539,474,586
第58計算期間	184,048,972	1,405,749,256	39,317,774,302
第59計算期間	129,263,792	1,065,976,293	38,381,061,801
第60計算期間	345,798,730	1,159,498,903	37,567,361,628
第61計算期間	362,745,877	1,060,043,455	36,870,064,050
第62計算期間	307,501,543	1,397,427,969	35,780,137,624
第63計算期間	526,411,578	1,254,542,253	35,052,006,949
第64計算期間	1,217,705,248	1,395,107,811	34,874,604,386
第65計算期間	548,492,136	1,029,463,775	34,393,632,747
第66計算期間	1,936,478,872	982,994,786	35,347,116,833
第67計算期間	1,130,398,472	691,162,780	35,786,352,525
第68計算期間	636,234,514	837,686,119	35,584,900,920
第69計算期間	621,701,430	756,842,880	35,449,759,470
第70計算期間	492,397,172	417,438,466	35,524,718,176
第71計算期間	616,276,460	464,583,124	35,676,411,512

第72計算期間	491,734,280	539,632,873	35,628,512,919
第73計算期間	545,106,883	656,548,789	35,517,071,013
第74計算期間	551,273,423	729,799,814	35,338,544,622
第75計算期間	511,862,497	492,610,438	35,357,796,681
第76計算期間	367,193,040	632,238,280	35,092,751,441
第77計算期間	500,132,713	686,999,896	34,905,884,258
第78計算期間	762,098,558	1,117,766,531	34,550,216,285
第79計算期間	206,586,264	367,604,098	34,389,198,451
第80計算期間	171,482,055	324,120,407	34,236,560,099
第81計算期間	146,664,880	606,961,350	33,776,263,629
第82計算期間	395,506,756	452,834,329	33,718,936,056
第83計算期間	158,288,300	424,817,342	33,452,407,014
第84計算期間	163,327,400	522,949,705	33,092,784,709
第85計算期間	160,619,821	608,628,325	32,644,776,205
第86計算期間	165,891,237	1,013,772,320	31,796,895,122
第87計算期間	159,155,410	413,799,196	31,542,251,336
第88計算期間	149,212,148	331,831,455	31,359,632,029
第89計算期間	205,375,825	595,466,115	30,969,541,739
第90計算期間	70,352,031	937,682,504	30,102,211,266
第91計算期間	58,271,058	1,075,695,768	29,084,786,556
第92計算期間	182,402,461	596,590,641	28,670,598,376
第93計算期間	58,774,681	452,039,454	28,277,333,603
第94計算期間	69,454,502	469,765,763	27,877,022,342

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 2年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,209,145,918	100.00
純資産総額		1,209,145,918	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

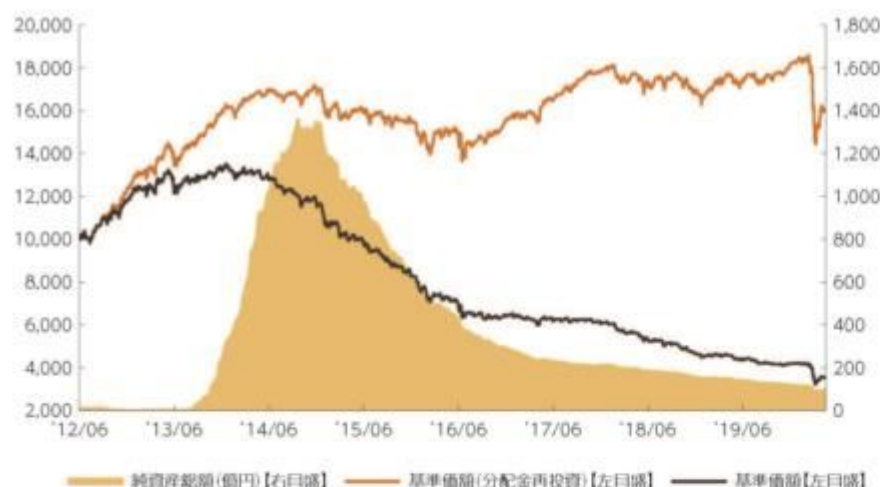
参考情報



運用実績

2020年4月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2012年6月15日(設定日)～2020年4月30日



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	3,533円
純資産総額	98.3億円

■分配の推移

2020年 4月	40円
2020年 3月	40円
2020年 2月	40円
2020年 1月	40円
2019年 12月	40円
2019年 11月	40円
直近1年間累計	660円
設定来累計	12,200円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産構成	比率
ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド カパードコールシェアクラス	99.2%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
コールローン他(負債控除後)	0.7%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 DKT FINANCE APS	7.0000%	2023/06/17	2.1%
2 BAUSCH HEALTH COMPANIES INC	4.5000%	2023/05/15	1.8%
3 VERISURE MIDHOLDING AB	5.7500%	2023/12/01	1.7%
4 ALTICE FRANCE HOLDING SA	8.0000%	2027/05/15	1.6%
5 TELECOM ITALIA SPA	2.7500%	2025/04/15	1.5%
6 VODAFONE GROUP PLC	3.1000%	2079/01/03	1.4%
7 ALTICE FRANCE SA	5.8750%	2027/02/01	1.4%
8 INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY PLC	3.5000%	2026/06/15	1.2%
9 NETFLIX INC	3.6250%	2027/05/15	1.2%
10 ARD FINANCE SA	5.0000%	2027/06/30	1.2%

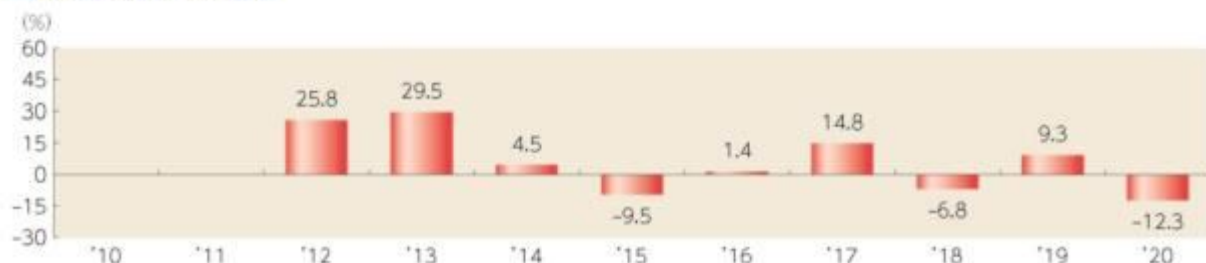
・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の実質組入債券評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

通貨オプション部分の状況

オプション・プレミアム	7.9%
カバー率	96.7%

- ・オプション・プレミアムは実質的な投資を行う外国投資信託の月末の純資産総額に対する年率調整後のプレミアム収入(約定ベース)
- ・カバー率は、実質的な投資を行う外国投資信託の組入外貨建資産に対するオプションのポジション(月末ベース)

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2012年は設定日から年末までの、2020年は年初から4月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2026年7月13日まで（2012年6月15日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月14日から翌月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議につ

いて賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、原則として、ファンドの信託期間終了時までとします。

運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和1年10月16日から令和2年4月13日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 1年10月15日現在]	当期 [令和 2年 4月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	359,022,461	202,544,119
投資信託受益証券	12,851,938,304	9,759,958,000
親投資信託受益証券	19,994,607	12,133,540
流動資産合計	13,230,955,372	9,974,635,659
資産合計	13,230,955,372	9,974,635,659
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	219,517,424	111,508,089
未払解約金	15,836,448	2,005,008
未払受託者報酬	502,121	357,347
未払委託者報酬	13,431,728	9,559,072
未払利息	83	128
その他未払費用	37,649	26,793
流動負債合計	249,325,453	123,456,437
負債合計	249,325,453	123,456,437
純資産の部		
元本等		
元本	31,359,632,029	27,877,022,342
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,378,002,110	18,025,843,120
（分配準備積立金）	2,940,099	5,453,929
元本等合計	12,981,629,919	9,851,179,222
純資産合計	12,981,629,919	9,851,179,222
負債純資産合計	13,230,955,372	9,974,635,659

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成31年 4月16日 至 令和 1年10月15日	当期 自 令和 1年10月16日 至 令和 2年 4月13日
営業収益		
受取配当金	918,644,578	768,249,907
受取利息	188	292
有価証券売買等損益	859,803,154	1,709,231,403
営業収益合計	58,841,612	940,981,204
営業費用		
支払利息	43,570	21,171
受託者報酬	3,051,289	2,584,493
委託者報酬	81,621,969	69,135,206
その他費用	229,066	193,782
営業費用合計	84,945,894	71,934,652
営業利益又は営業損失（ ）	26,104,282	1,012,915,856
経常利益又は経常損失（ ）	26,104,282	1,012,915,856
当期純利益又は当期純損失（ ）	26,104,282	1,012,915,856
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,804,609	4,190,961
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,324,046,855	18,378,002,110
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,871,460,377	2,441,296,552
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,871,460,377	2,441,296,552
剰余金減少額又は欠損金増加額	540,285,519	380,486,694
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	540,285,519	380,486,694
分配金	1,357,221,222	699,925,973
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,378,002,110	18,025,843,120

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年４月１３日および１０月１３日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 １年１０月１６日から令和 ２年 ４月１３日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 １年１０月１５日現在]	当期 [令和 ２年 ４月１３日現在]
１． 期首元本額	33,718,936,056円	31,359,632,029円
期中追加設定元本額	956,494,316円	644,630,558円
期中一部解約元本額	3,315,798,343円	4,127,240,245円
２． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	18,378,002,110円	18,025,843,120円
３． 受益権の総数	31,359,632,029口	27,877,022,342口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成31年 ４月16日 至 令和 １年10月15日	当期 自 令和 １年10月16日 至 令和 ２年 ４月13日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に応じ、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第83期 平成31年 ４月16日 令和 １年 ５月13日	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に応じ、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第89期 令和 １年10月16日 令和 １年11月13日

前期 自 平成31年 4月16日 至 令和 1年10月15日				当期 自 令和 1年10月16日 至 令和 2年 4月13日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	151,643,871円		費用控除後の配当等収益額	A	127,140,948円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	1,931,293,496円		収益調整金額	C	1,292,648,042円
	分配準備積立金額	D	929,135円		分配準備積立金額	D	2,884,562円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,083,866,502円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,422,673,552円
	当ファンドの期末残存口数	F	33,452,407,014口		当ファンドの期末残存口数	F	30,969,541,739口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	622円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	459円
	1万口当たり分配金額	H	70円		1万口当たり分配金額	H	40円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	234,166,849円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	123,878,166円
第84期 令和 1年 5月14日 令和 1年 6月13日				第90期 令和 1年11月14日 令和 1年12月13日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	144,175,649円		費用控除後の配当等収益額	A	130,376,061円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	1,827,814,374円		収益調整金額	C	1,256,460,958円
	分配準備積立金額	D	2,005,439円		分配準備積立金額	D	5,961,626円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,973,995,462円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,392,798,645円
	当ファンドの期末残存口数	F	33,092,784,709口		当ファンドの期末残存口数	F	30,102,211,266口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	596円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	462円
	1万口当たり分配金額	H	70円		1万口当たり分配金額	H	40円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	231,649,492円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	120,408,845円
第85期 令和 1年 6月14日 令和 1年 7月16日				第91期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	147,197,617円		費用控除後の配当等収益額	A	123,588,924円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	1,718,320,178円		収益調整金額	C	1,214,023,265円
	分配準備積立金額	D	562,336円		分配準備積立金額	D	15,360,537円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,866,080,131円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,352,972,726円
	当ファンドの期末残存口数	F	32,644,776,205口		当ファンドの期末残存口数	F	29,084,786,556口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	571円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	465円
	1万口当たり分配金額	H	70円		1万口当たり分配金額	H	40円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	228,513,433円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	116,339,146円
第86期 令和 1年 7月17日				第92期 令和 2年 1月15日			

前期 自 平成31年 4月16日 至 令和 1年10月15日			当期 自 令和 1年10月16日 至 令和 2年 4月13日		
令和 1年 8月13日			令和 2年 2月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	135,006,361円	費用控除後の配当等収益額	A	117,500,630円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,594,201,779円	収益調整金額	C	1,196,876,210円
分配準備積立金額	D	831,888円	分配準備積立金額	D	22,148,260円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,730,040,028円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,336,525,100円
当ファンドの期末残存口数	F	31,796,895,122口	当ファンドの期末残存口数	F	28,670,598,376口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	544円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	466円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	222,578,265円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	114,682,393円
第87期			第93期		
令和 1年 8月14日			令和 2年 2月14日		
令和 1年 9月13日			令和 2年 3月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	137,404,754円	費用控除後の配当等収益額	A	113,789,261円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,493,147,639円	収益調整金額	C	1,180,511,466円
分配準備積立金額	D	2,261,588円	分配準備積立金額	D	24,573,570円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,632,813,981円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,318,874,297円
当ファンドの期末残存口数	F	31,542,251,336口	当ファンドの期末残存口数	F	28,277,333,603口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	517円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	466円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	220,795,759円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	113,109,334円
第88期			第94期		
令和 1年 9月14日			令和 2年 3月14日		
令和 1年10月15日			令和 2年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	127,507,418円	費用控除後の配当等収益額	A	92,127,068円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,402,979,406円	収益調整金額	C	1,163,862,313円
分配準備積立金額	D	871,209円	分配準備積立金額	D	24,834,950円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,531,358,033円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,280,824,331円
当ファンドの期末残存口数	F	31,359,632,029口	当ファンドの期末残存口数	F	27,877,022,342口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	488円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	459円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	219,517,424円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	111,508,089円

前期 自 平成31年 4月16日 至 令和 1年10月15日	当期 自 令和 1年10月16日 至 令和 2年 4月13日

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成31年 4月16日 至 令和 1年10月15日	当期 自 令和 1年10月16日 至 令和 2年 4月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 1年10月15日現在]	当期 [令和 2年 4月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 1年10月15日現在]	当期 [令和 2年 4月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	104,797,087	96,078,342
親投資信託受益証券	—	—
合計	104,797,087	96,078,342

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 1年10月15日現在]	当期 [令和 2年 4月13日現在]
1口当たり純資産額	0.4140円	0.3534円
(1万口当たり純資産額)	(4,140円)	(3,534円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド カバード コールシェアクラス	2,022,789.22	9,759,958,000	
投資信託受益証券 合計		2,022,789.22	9,759,958,000	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	11,916,657	12,133,540	
親投資信託受益証券 合計		11,916,657	12,133,540	
合計		13,939,446.22	9,772,091,540	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 2年 4月13日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	182,108,017
現先取引勘定	999,999,244
流動資産合計	1,182,107,261
資産合計	1,182,107,261
負債の部	
流動負債	
未払解約金	82
未払利息	115
流動負債合計	197
負債合計	197
純資産の部	
元本等	
元本	1,160,928,570
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	21,178,494
元本等合計	1,182,107,064
純資産合計	1,182,107,064
負債純資産合計	1,182,107,261

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 2年 4月13日現在]
1. 期首	令和 1年10月16日
期首元本額	2,240,579,158円
期中追加設定元本額	356,093,911円
期中一部解約元本額	1,435,744,499円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	358,275,182円
三菱ＵＦＪ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）	2,280,337円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> （毎月分配型）	3,683,862円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> （毎月分配型）	2,590,474円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> （毎月分配型）	111,354円

	[令和 2年 4月13日現在]
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	9,893,887円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	24,765,135円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>（毎月分配型）	282,290円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	3,078,471円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	92,825,356円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>（毎月分配型）	89,620円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型）	1,033,322円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	10,715,809円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	1,378,553円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（毎月分配型）	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	123,415円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	358,088円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	667,045円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	3,836,590円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）	236,381円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	1,095,790円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	3,857,128円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	2,016,707円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,145,161円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	16,341,949円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）	1,513,806円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）	642,729円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	75,176,511円

	[令和 2年 4月13日現在]
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	847,016円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ユーロコース＞（毎月分配型）	379,197円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	640,555円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）	1,193,379円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	88,852円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	990,663円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	11,916,657円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	6,336,371円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	11,400,264円
三菱ＵＦＪ 米国リートファンドＡ＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	491,836円
三菱ＵＦＪ 米国リートファンドＢ＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	98,368円
ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	4,489,124円
ＰＩＭＣＯ ニューワールド円インカムファンド（年２回分配型）	30,649円
ＰＩＭＣＯ ニューワールド米ドルインカムファンド（年２回分配型）	60,179円
ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年２回分配型）	69,757円
ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）	10,814円
ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）	278,281円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	1,038,788円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	2,308,140円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	19,658円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	491,449円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,828,976円

	[令和 2年 4月13日現在]
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	5,056,177円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（年1回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	3,156,977円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	7,196,270円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,491,640円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	3,517,041円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	845,131円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	3,511,426円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（毎月分配型）	5,114,733円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（年2回分配型）	1,528,278円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（年2回分配型）	2,664,317円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（年2回分配型）	215,434円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	490,224円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（年2回分配型）	284,008円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（年2回分配型）	734,038円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（年2回分配型）	345,928円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA>	42,055,665円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドB>	1,355,342円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（毎月決算型）	3,308,438円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	8,859,081円

	[令和 2年 4月13日現在]
三菱ＵＦＪノピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（年1回決算型）	1,609,969円
三菱ＵＦＪノピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ｃコース（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ｄコース（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	354,513円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	2,542,269円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	9,387,547円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（年1回決算型）	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>（毎月分配型）	8,478,079円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>（年2回分配型）	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（毎月分配型）	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（年2回分配型）	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	20,075,917円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	1,616,484円
三菱ＵＦＪノAMP オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム（毎月決算型）	5,899,118円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（毎月分配型）	6,879,079円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（年2回分配型）	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（毎月分配型）	50,073円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（年2回分配型）	30,438円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（毎月分配型）	796,426円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（年2回分配型）	266,153円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	564,702円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	89,371円
三菱ＵＦＪ ジリート不動産株ファンド<米ドル投資型>（3ヵ月決算型）	3,063,931円

	[令和 2年 4月13日現在]
三菱ＵＦＪ リート不動産株ファンド<Wプレミアム>（毎月決算型）	6,324,266円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	37,428,313円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
スマート・プロテクター９０（限定追加型）２０１６－１２	4,349,768円
スマート・プロテクター９０オープン	981,933円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（資産成長型）	138,394円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（資産成長型）	305,382円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）	2,259,287円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年２回決算型）	10,781,250円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	3,899,063円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（年２回決算型）	15,671,669円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年１回決算型）	82,770円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年１回決算型）	87,384円
わたしの未来設計<安定重視型>（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計<安定重視型>（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
<ＤＣ>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
三菱ＵＦＪ インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド<Wプレミアム>（毎月決算型）	11,293,333円
マネープールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	9,903,158円
MUAMトピックスリスクコントロール（５％）インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	8,536,416円
MUAMトピックスリスクコントロール（１０％）インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	142,168,411円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ａコース（為替ヘッジなし）	10,766,608円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ｂコース（為替ヘッジあり）	14,313,901円
合計	1,160,928,570円

	[令和 2年 4月13日現在]
2. 受益権の総数	1,160,928,570口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 1年10月16日 至 令和 2年 4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年 4月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 2年 4月13日現在]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 4月30日現在

（単位：円）

資産総額	9,842,202,739
負債総額	5,934,293
純資産総額（ - ）	9,836,268,446
発行済口数	27,844,836,556口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.3533
（10,000口当たり）	（3,533）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年 4月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,209,296,335
負債総額	150,417
純資産総額（ - ）	1,209,145,918
発行済口数	1,187,487,798口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0182
（10,000口当たり）	（10,182）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2020年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年 4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	873	13,373,436
追加型公社債投資信託	16	1,266,922
単位型株式投資信託	66	363,700
単位型公社債投資信託	16	81,757
合 計	971	15,085,815

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)				
第34期 (平成31年3月31日現在)			第35期 (令和2年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000
その他		153,256		254,330

流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	293,258	687,565
未払金		
未払収益分配金	170,281	131,478
未払償還金	448,695	395,400
未払手数料	2 3,990,054	2 4,026,078
その他未払金	2 3,961,765	2 3,818,195
未払費用	2 3,803,995	2 4,402,578
未払消費税等	194,852	629,469
未払法人税等	573,657	617,341
賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811

固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		
支払手数料	2 28,533,952	2 27,106,451
広告宣伝費	739,643	696,418
公告費	500	1,000
調査費		
調査費	1,794,755	1,857,271
委託調査費	12,194,996	11,579,175
事務委託費	1,016,816	847,769
営業雑経費		
通信費	170,794	153,731

印刷費	427,442	427,118
協会費	48,375	52,053
諸会費	16,175	15,990
事務機器関連費	1,841,631	1,953,926
営業費用合計	46,785,083	44,690,907
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,083	331,987
給料・手当	6,453,717	6,611,427
賞与引当金繰入	901,135	933,517
役員賞与引当金繰入	140,100	124,590
福利厚生費	1,234,293	1,276,950
交際費	13,011	11,871
旅費交通費	200,426	165,891
租税公課	373,201	360,165
不動産賃借料	654,886	647,402
退職給付費用	428,912	422,919
役員退職慰労引当金繰入	51,159	48,183
固定資産減価償却費	1,252,321	1,307,555
諸経費	523,213	427,212
一般管理費合計	12,575,461	12,669,674
営業利益	13,539,012	13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	2 1,913	2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	2 38,388	2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920
営業外費用合計	157,235	122,122
経常利益	14,076,123	13,753,799
特別利益		
投資有価証券売却益	501,778	174,842
特別利益合計	501,778	174,842
特別損失		
投資有価証券売却損	135,399	75,963
投資有価証券評価損	62,310	163,865
固定資産除却損	1 4,848	1 8,832
固定資産売却損	225	435

システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円

法人税、住民税及び事業税

3,216,517千円

3,030,180千円

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計	株式	-	-	-

上額が取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3.売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円

勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項
年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）及び第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）及び第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 取引銀行	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) コーラブル預 金の預入 (注3) コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	4,629,670 千円 20,000,000 千円 1,578 千円	未払手数料 現金及び 預金 未収収益	734,633 千円 20,000,000 千円 1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻（注3）	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入（注3）	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注3）	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ㈱三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
- なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2019年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。

八十二証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ごうぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＵＢＳ証券株式会社	32,100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）再委託先

名称：ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社

資本金の額：22億円（2019年12月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年4月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

（１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。

（２）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- （３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年５月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）の令和１年10月16日から令和２年４月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）の令和２年４月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。